

福岡都市計画地区計画の決定  
(福岡市決定)

都市計画有田五丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	有田五丁目地区地区計画
位置	福岡市早良区有田五丁目の一部
面積	約 2.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、早良区内の「生活中心」として位置づけられた原地区から、都市計画道路「藤崎四箇線」(幅員25m)に沿って南へ約1.5kmに位置する、沿道型の飲食・物販・スポーツレクリエーションの複合施設の開発計画が予定されている地区である。</p> <p>そこで、周辺の住宅地に配慮した開発計画の誘導を図るとともに、良好な市街地環境の形成を行うことを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>都市計画道路「藤崎四箇線」に沿って沿道サービスゾーンを配置し、沿道利便施設の立地誘導を図るとともに、地区内東側にスポーツレクリエーションゾーンを配置し、周辺居住者等の利便を図る。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>スポーツレクリエーションゾーン内のスペースを有効利用して歩行者のためのコミュニティ道路(幅員2m)を配置し、施設利用者及び地区周辺居住者等の利便の向上を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>周辺住宅地の良好な市街地環境の保全を図るため、スポーツレクリエーションゾーン内において、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。</p>

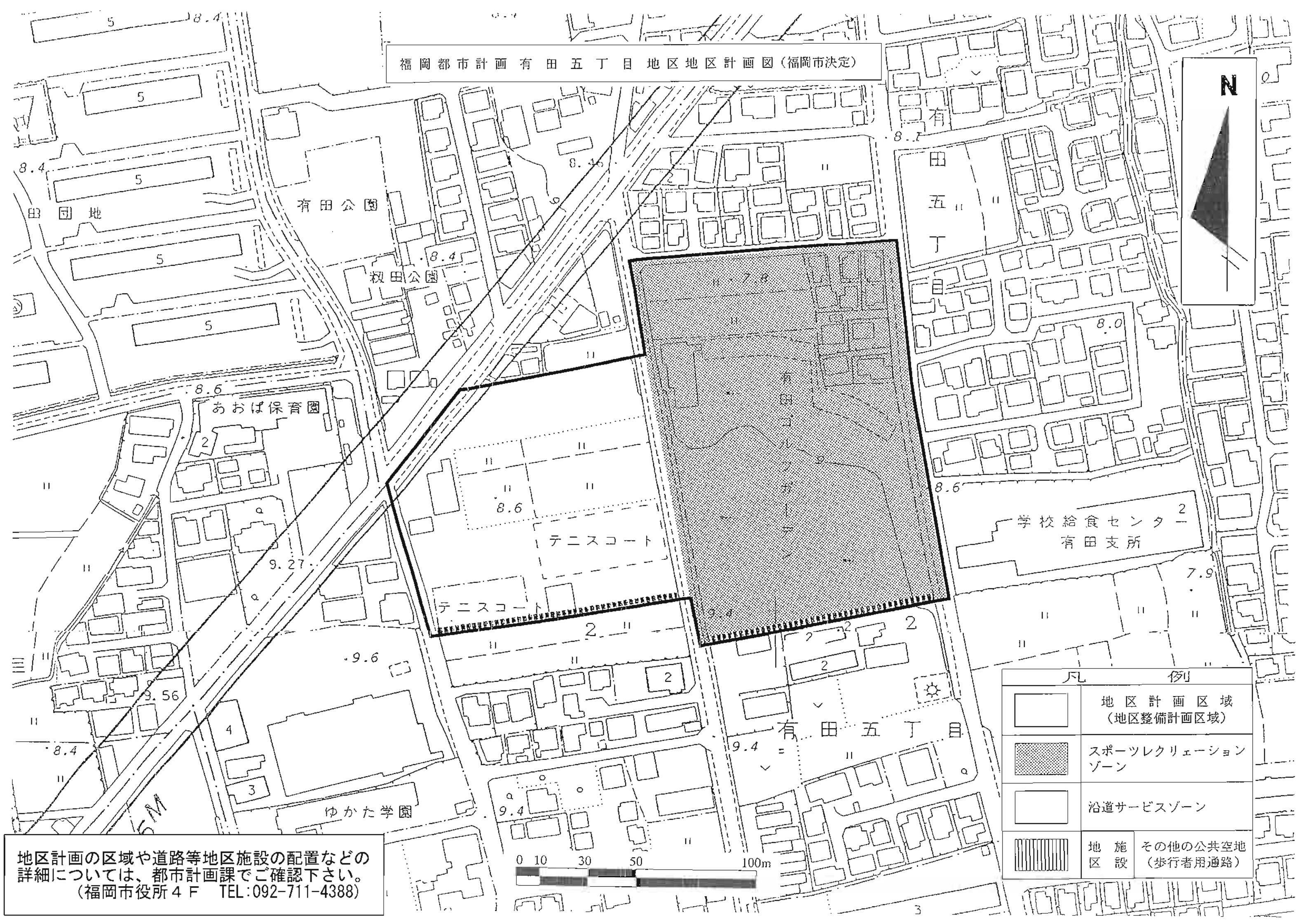
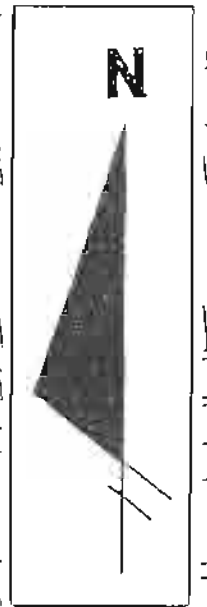
地区	地区施設の配置及び規模	その他公共空地	名称	幅員	延長	摘要
			歩行者用通路	2 m	約 190 m	
地区整備計画	建築物等に關する事項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	スポーツレクリエーションゾーン内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、10分の10とする。			
	建築物等に關する事項	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	スポーツレクリエーションゾーン内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、10分の5とする。			

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

当地区は、沿道型の飲食・物販・スポーツレクリエーションの複合施設の開発計画が予定されている地区である。このため、開発を計画的かつ適正に誘導し、良好な市街地形成を行うことを目的として、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 有田五丁目地区地区計画図 (福岡市決定)



凡	例
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	スポーツレクリエーション ゾーン
	沿道サービスゾーン
	施設 地区 その他の公共空地 (歩行者用通路)



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの  
詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)